



北海道

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請等の手引

令和7年12月

北海道

目 次

1 法令について	1
1-1 法令の概要	2
1-2 工事の技術的基準及び設計者資格	11
1-3 申請手続の流れ	15
2 許可申請時	20
2-1 許可申請前に行うこと	21
2-2 許可申請書作成要領	23
2-3 届出が必要となる工事	32
3 許可申請後	38
3-1 許可後の留意事項	39
3-2 施工中の変更手続	41
3-3 検査・定期報告	45
3-4 工事完了後の手続き	48

1 法令について

- 1-1 法令の概要
- 1-2 工事の技術的基準及び設計者資格
- 1-3 申請手続の流れ

1 - 1

法令の概要

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法について

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は、法に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、盛土等に伴う災害から人命を守るため、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

表 1-1 用語の定義 (1/2)

用語	定義
法	「宅地造成及び特定盛土等規制法」をいいます。
政令	「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」をいいます。
省令	「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」をいいます。
細則	「北海道宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」をいいます。
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ⇒ 農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、政令第2条で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で、政令第4条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして指定された区域をいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして指定された区域をいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

表 1-2 用語の定義 (2/2)

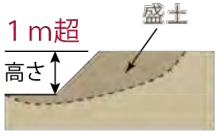
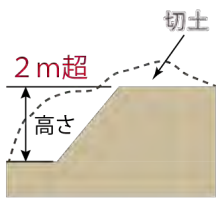
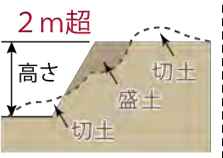
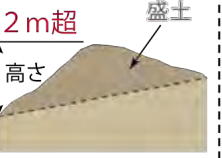
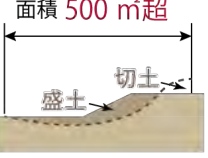
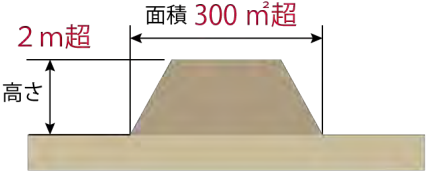
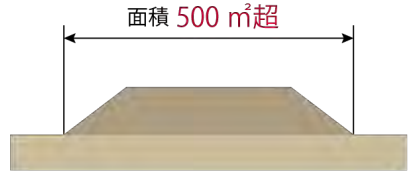
用語	定義
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。 (1) 土砂 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源有効利用促進法第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの (2) 岩石 石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの 例：コンクリート再生骨材等

(2) 許可を要する工事

「宅地造成等工事規制区域」内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、一定規模を超える工事を行う場合には、許可申請が必要です。

許可を要する工事は、以下のとおりです。

表 1-3 宅地造成等工事規制区域内において許可を要する工事

許可を要する工事	
宅地造成等工事規制区域	(行為) 宅地造成・特定盛土等 ① 盛土で高さが 1 m 超 の崖※¹を生ずるもの  ② 切土で高さが 2 m 超 の崖※¹を生ずるもの  ③ ①と②に該当せず、盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超 の崖※¹を生ずるもの  ④ 盛土で高さが 2 m 超 となるもの (崖※¹を生じないもの)  ⑤ ①～④に該当せず、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m² 超 となるもの※^{2,3} 
	(行為) 土石の堆積 ⑥ 最大時に堆積する高さが 2 m 超 かつ面積が 300 m² 超 となるもの  ⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m² 超 となるもの※² 

※¹ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※² 造成高（堆積高）が 30cm 以内のものを除きます

※³ 盛土又は切土のみの場合も含みます

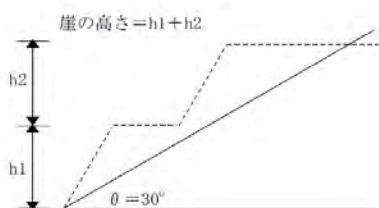
＜崖の高さの考え方＞

崖の高さの算定は、下記①、②のように取り扱います。

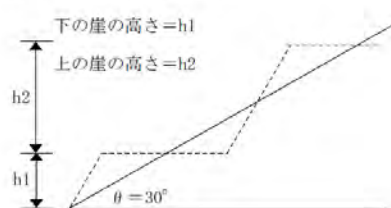
① 崖の高さとは、崖の下端を通る 30° の勾配を超える部分について、崖の下端から最も高い部分までの高さ（垂直距離）をいうものとします。

② 崖の途中で、小段、通路等により上下に分離されている崖については、下層の崖面の下端を通る 30° の勾配面の上方に、上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとしみなすものとします。

＜一体の崖と見なす場合＞



＜別々の崖と見なす場合＞



(3) 許可又は届出を要する工事

「特定盛土等規制区域」内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、一定規模を超える工事を行う場合には、当該工事に着手する 30 日前までに、届出を行う必要があります。

ただし「許可を要する工事」の規模を超える場合は、許可申請が必要となります。

許可又は届出を要する工事は、以下のとおりです。

表 1-4 特定盛土等規制区域内において許可又は届出を要する工事

届出または許可を要する工事	
特定盛土等規制区域	(行為) 特定盛土等 ① 盛土で高さが 1 m 超 (届出) 2 m 超 (許可) の崖※1を生ず るもの 1 m 超 2 m 超 高さ 盛土 ② 切土で高さが 2 m 超 (届出) 5 m 超 (許可) の崖※1を生ず るもの 2 m 超 5 m 超 高さ 切土 ③ ①と②に該当 せず、盛土と 切土を同時に 行い、高さが 2 m 超 (届出) 5 m 超 (許可) の崖※1を生ず るもの 2 m 超 5 m 超 高さ 切土 盛土 ④ 盛土で高さが 2 m 超 (届出) 5 m 超 (許可) となるもの (崖※1を生じ ないもの) 2 m 超 5 m 超 高さ 盛土 ⑤ ①～④に該当 せず、盛土又 は切土をする 土地の面積が 500 m² 超 (届出) 3,000 m² 超 (許可) となるもの※2,3 面積 500 m² 超 面積 3,000 m² 超 盛土 切土
	(行為) 土石の堆積 ⑥ 最大時に堆積する高さとな積が 高さ 2 m 超かつ面積 300 m² 超 (届出) 高さ 5 m 超かつ面積 1,500 m² 超 (許可) となるもの 2 m 超 5 m 超 高さ 面積 300 m² 超 面積 1,500 m² 超 ⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m² 超 (届出) 3,000 m² 超 (許可) となるもの※2 面積 500 m² 超 面積 3,000 m² 超

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※2 造成高（堆積高）が 30cm 以内のものを除きます

※3 盛土又は切土のみの場合も含みます

(4) その他届出を要する工事等

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」内において、以下に掲げる工事等を実施する場合、現に実施している場合は、届出を行う必要があります。

届出を要する工事等は、以下のとおりです。

表 1-5 その他届出を要する工事等

対象となる工事等	規模	届出期間
区域指定の際に既に行われている工事	「(表1-2)宅地造成等工事規制区域内において許可を要する工事」、 「(表1-3)特定盛土等規制区域内において許可又は届出を要する工事」に該当する工事	区域指定があった日から 21 日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2 m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から 14 日以内

(5) 許可及び届出を要しない工事

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、公共施設用地等の工事（法の適用対象外）、災害の発生するおそれがないと認められる工事（法の許可不要工事）、みなし許可となる工事（特例）は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制対象とはなりません。

許可及び届出を要しない工事は、以下のとおりです。

表 1-6 許可及び届出を要しない工事 (1/2)

区分		定義
法の適用対象外	公共施設用地※ ¹ (政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	その他法の対象外となる行為	土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、法の規制の対象とならない。 例) 通常の営農行為※ ² の範疇にある耕起等、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
法の許可不要工事	災害の発生のおそれがないと認められる工事等 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)	● 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ● 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ● 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ● 面積が500㎡を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ● 工事の施行に付随して行われる土石の堆積※³であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※⁴又はその付近※⁵に堆積するもの※⁶

表 1-7 許可及び届出を要しない工事 (2/2)

区分		定義
特例	みなし許可となる工事（法第 15 条各項、法第 34 条各項）	- 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 - 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる工事※⁷

- ※1 公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。
- ※2 営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。
- ※3 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- ※4 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
- ※5 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- ※6 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- ※7 法に基づく中間検査、定期報告は必要となります。

表 1-8 （参考）その他許可及び届出を要しない工事の例

事例	解説
窪地における盛土	四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、この平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはなりません。
建物の一部で崖面をおさえる場合	家屋の壁面等建物の一部が擁壁を兼ねる場合は、規制対象とはなりません。 ※参考図参照
建築物等の工作物の建築・築造・解体等に伴う掘削及び埋め戻し	埋め戻す範囲が埋め戻す周囲の地盤高さまでとなる場合は、規制対象とはなりません。ただし、周囲の地盤高さを超えるものは、盛土として取り扱います。



※参考図 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

(6) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

北海道内における「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」は、下記の北海道ホームページでご確認ください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）トップページ」

URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

※政令市及び中核市、[札幌市・旭川市・函館市]については、各市において指定が行われます。

詳細は各市にご確認ください。

1 - 2

工事の技術的基準及び設計者資格

北海道では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、他法令を含めた宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は、下記の北海道ホームページでご確認ください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）トップページ」

URL : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

(1) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は、以下のとおりです。

なお、詳細は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準」よりご確認ください。

表 1-9 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について※1
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第17条）

※1 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。
URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

(2) 土石の堆積に関する工事の技術基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は、以下のとおりです。

なお、詳細は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準」よりご確認ください。

表 1-10 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い 必要となる措置に 関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条）

(3) 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

資格を有する者による設計が必要となる対象工事と設計者資格は、以下のとおりです。

表 1-11 資格を有する者による設計が必要となる対象工事と設計者資格

	内容
対象工事 (法第 13 条第 2 項、 政令第 21 条)	● 高さが 5 m を超える擁壁の設置 ● 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置
設計者資格 (法第 13 条第 2 項、 政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)	上記の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者 ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者 ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者 ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者 ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 - ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。) - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者 - エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了したもの - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(法第 13 条第 2 項、政令第 21 条、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

1-3 申請手続の流れ

(1) 申請手続の流れ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請手続の流れは、以下のとおりです。なお、都市計画法による開発許可を受ける必要がある一定規模以上の開発行為の場合は、次ページを参照してください。

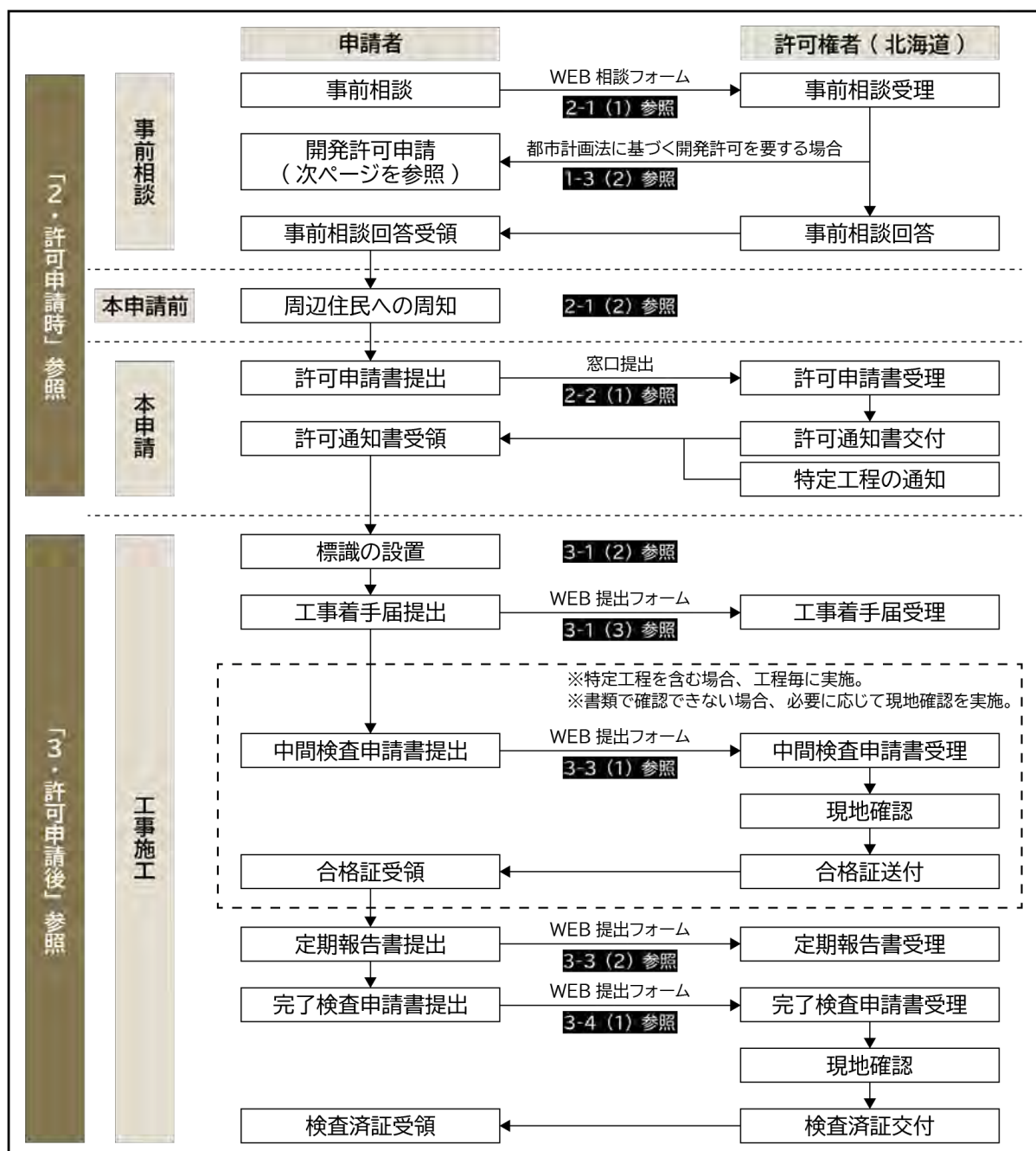


図 1-2 申請手続の流れ

(2) 都市計画法に基づく開発許可を要する場合の流れ（みなし許可）

都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の規定により、一定規模の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可を受ける必要があります。

都市計画法に基づく開発許可を受けた場合、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく許可及び届出は要しませんが、中間検査、定期報告が必要となる場合があります。

表 1-12 （参考）都市計画法の開発許可を必要とする開発行為の規模

区域の種類			開発行為の規模
都市計画区域	線引き 都市計画区域	市街化区域	1,000 ㎡以上
		市街化調整区域	原則として全て
	非線引き 都市計画区域		3,000 ㎡以上
準都市計画区域			3,000 ㎡以上
都市計画区域及び準都市計画区域外			1 h a 以上

※開発許可の対象とならない開発行為もあります。

都市計画法に基づく開発許可の詳細は、以下のホームページから確認してください。

○北海道「開発行為の許可について」

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/kaihatukyokaseidonotebiki.html>

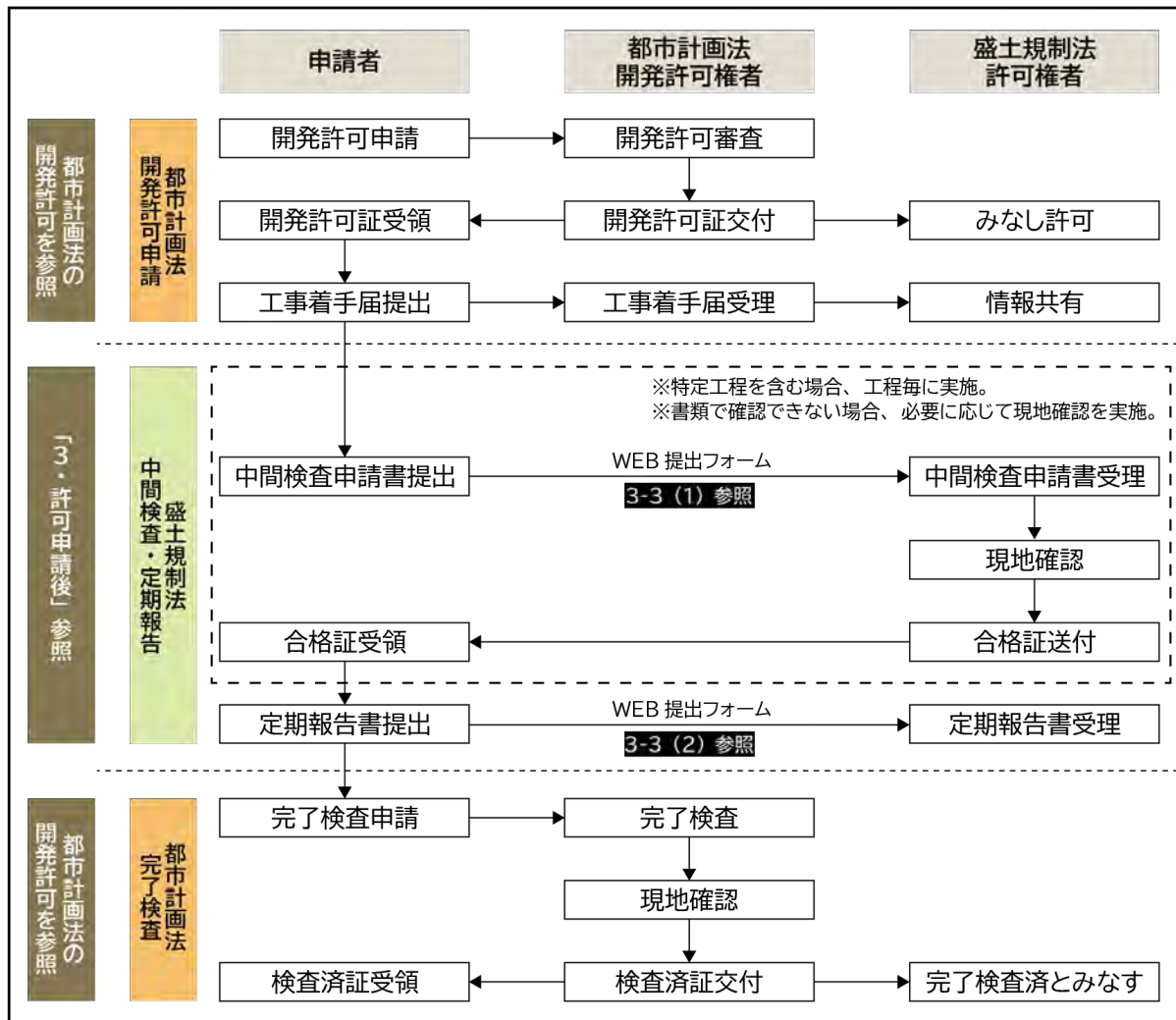


図 1-3 申請手続の流れ（都市計画法に基づく開発許可を受ける場合）

(3) 手続・様式一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）のほか、必要に応じて行う手続・様式の一覧は、以下のとおりです。

なお、各種様式は、下記の北海道ホームページで公表しています。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 1-13 手続・様式一覧 (1/2)

		手続の種類	法令等	様式	手続方法
事前相談		宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請にあたり行う事前相談	—	WEB相談フォーム	WEB相談フォーム
許可申請	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	様式第二 (省令第 7 条第 1 項) (省令第 63 条第 1 項)	窓口手続
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	様式第四 (省令第 7 条第 2 項) (省令第 63 条第 2 項)	窓口手続
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	様式第七 (省令第 37 条第 1 項) (省令第 67 条第 1 項)	窓口手続
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	様式第八 (省令第 37 条第 2 項) (省令第 67 条第 2 項)	窓口手続
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項 法第 35 条第 2 項	様式第 I 号	WEB提出フォーム
工事等の届出	当初	特定盛土等に関する工事の届出	法第 27 条第 1 項	様式第十九 (省令第 58 条第 1 項)	WEB提出フォーム
		土石の堆積に関する工事の届出	法第 27 条第 1 項	様式第二十 (省令第 58 条第 2 項)	WEB提出フォーム
		擁壁等に関する工事の届出 (高さ 2 m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	様式第十七 (省令第 55 条) (省令第 85 条)	WEB提出フォーム
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	様式第十八 (省令第 56 条) (省令第 86 条)	WEB提出フォーム
	変更	特定盛土等に関する工事の変更届出	法第 28 条第 1 項	様式第二十一 (省令第 61 条第 1 項)	WEB提出フォーム
		土砂の堆積に関する工事の変更届出	法第 28 条第 1 項	様式第二十二 (省令第 61 条第 2 項)	WEB提出フォーム
		擁壁等の全部または一部の除去工事に関する変更届出	—	様式第 II 号	WEB提出フォーム

表 1-14 手続・様式一覧 (2/2)

		手続の種類	法令等	様式	手続方法
区域指定日をまたぐ 工事の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 (区域指定の際にすでに行われている工事に関する届出)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	様式第十五 (省令第 52 条第 1 項) (省令第 82 条第 1 項)	WEB 提出フォーム
		土石の堆積に関する工事の届出 (区域指定の際にすでに行われている工事に関する届出)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	様式第十六 (省令第 52 条第 3 項) (省令第 82 条第 2 項)	WEB 提出フォーム
	変更	区域指定の際にすでに行われている工事に関する変更届出	—	様式第Ⅲ号	WEB 提出フォーム
協議の申し出	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書		法第 15 条第 1 項 法第 34 条第 1 項	様式第Ⅳ号	WEB 提出フォーム
	土石の堆積に関する工事の協議申出書		法第 15 条第 1 項 法第 34 条第 1 項	様式第Ⅴ号	WEB 提出フォーム
工事中止・廃止・再開	宅地造成等工事中止・廃止・再開届		—	第 2 号様式 (細則第 4 条第 2 項)	WEB 提出フォーム
標識の提示	標識の提示		法第 49 条	様式第二十三 又は第二十四 (省令第 87 条第 1 項) (省令第 87 条第 2 項)	WEB 提出フォーム
工事着手	工事着手の届出		—	第 7 号様式 (細則第 4 条第 1 項)	WEB 提出フォーム
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査		法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	様式第十三 (省令第 46 条) (省令第 76 条)	WEB 提出フォーム
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告		法第 19 条第 1 項 法第 38 条第 1 項	第 10 号様式 (細則第 11 条第 1 項)	WEB 提出フォーム
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査		法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	様式第九 (省令第 40 条) (省令第 70 条)	WEB 提出フォーム
	土石の堆積に関する工事の確認		法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	様式第十一 (省令第 43 条) (省令第 73 条)	WEB 提出フォーム

2

許可申請時

- 2-1 許可申請前に行うこと
- 2-2 許可申請書作成要領
- 2-3 届出が必要となる工事

2-1

許可申請前に行うこと

(1) 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

まずは、下記のWEB相談フォームから必要事項の入力を行い、許可担当部署に許可の要否や見通しについて事前相談をしてください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

(2) 周辺住民への周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、以下に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知する工事の具体的内容、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方は、次ページのとおりです。

表 2-1 周辺住民への周知の方法

	方法
1	説明会の開催 ※ 以下の①～③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合は、説明会の開催が必須となります ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

表 2-2 周辺住民への周知内容

	周知内容 ※少なくとも、以下の内容について周知を行ってください
宅地造成、特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量

表 2-3 周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方

盛土の区分	考え方	参考図
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（参考図 L の範囲）	
腹付け盛土	盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（参考図 I の範囲）	
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ② 溪流等における盛土（①を除く） ③ 谷埋め盛土（①及び②を除く） ④ 腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（参考図）	

2 - 2

許可申請書作成要領

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、留意点を参照の上、許可申請書を作成し、所定の提出部数を申請窓口へ提出してください。

なお、申請窓口は、下記の北海道ホームページでご確認ください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 2-4 許可申請書の提出部数

区分	提出部数	備考
申請書提出部数	正本	1部
	副本	2部
	合計	3部

表 2-5 許可申請書作成の留意点 (1/2)

	留意点
① 工事施行者住所氏名	✓ 工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください
② 土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	✓ 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください ✓ 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください) ✓ 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください
③ 土地の面積	✓ 許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます ✓ 申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください
④ 盛土のタイプ	✓ 盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。(複数選択可) 1. 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 2. 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 3. 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

表 2-6 許可申請書作成の留意点 (2/2)

	留意点
⑤ 土地の地形	✓ 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます（政令第7条第2項第2号、省令第12条） 1. 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 2. 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地 3. 1. 2. の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれの大きい土地 「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とします
⑥ 工事の概要	<盛土又は切土の高さ> ✓ 「許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください ✓ 最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください <盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積> ✓ 許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります <工程の概要> ✓ 工程表を添付して下さい。
⑦ その他必要な事項	✓ 他法令による許認可の状況をすべて記入してください

（２） 許可申請に必要な書類

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類は、次ページ以降の表に示すとおりです。

なお、住民票等の公的機関から交付を受ける書類については、原本を正本に添付し、その写しを副本に添付してください。

申請書類の提出にあたっては、任意のファイル等にまとめ、目次及び見出しを付けて提出してください。

また、書類の提出先については、下記の北海道ホームページでご確認ください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）トップページ」

URL： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html



表 2-7 許可申請に必要な書類 (1/3)

書類の名称		内容等	区 分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	工事の許可 申請書	● 申請者、工事の概要等 を記載 (宅地造成、特定 盛土等)	要	—	様式第二 (省令第7条第2項)	
		● 申請者、工事の概要等 を記載 (土石の堆積)	—	要	様式第四 (省令第7条第2項)	
2	設計者の 資格証明書	● 卒業証明書の写し	要 備考に記載の 設計を 行う場合	要 備考に記載の 設計を 行う場合	● 高さが5mを超える擁壁の設置 ● 盛土又は切土をする土地の面 積が 1,500m ² を超える土地に おける排水施設の設置 〈経歴書様式〉 第5号様式 (細則第7条第1項)	
3		● 実務経験証明書				
4		● 資格、免許等の写し				
5		● 経歴書				
6	工事主の資 力・信用に 関する書類 〈共通〉	● 資金計画書 (宅地造成、 特定盛土等)	要	—	様式第三 (省令第7条第1項第9号)	
		● 資金計画書 (土石の堆 積)	—	要	様式第五 (省令第7条第2項第7号)	
7		● 預金残高証明書	要	要		
8		● 資金借入又は融資証明 書				
9		● 宅地建物取引業法第3 条第1項の免許を受け ていることを証する書 類	要 備考に記載の 内容に 該当する場合	要 備考に記載の 内容に 該当する場合	● 工事によって造成した土地を 他へ譲渡することを業とする 者である場合	
10	工事主の資 力・信用に 関する書類 〈個人〉	● 住民票又は個人番号カ ードの写し	要	要	● 個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの (省令 第7条第1項第7号)	
11		● 直近3年間の所得税の 納税証明書	個人の場合	個人の場合	その1のみの添付で可	

表 2-8 許可申請に必要な書類 (2/3)

書類の名称		内容等	区 分		備考	✓
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
12	工事主の資力・信用に関する書類 (法人)	● 登記事項証明書	要 法人の場合	要 法人の場合	省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ	
13		● 事業経歴書				
14		● 役員の住民票又は個人番号カードの写し			個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの（省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第6号ロ）	
15		● 発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票又は個人番号カードの写し			個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの	
16		● 上記の株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類				
17		● 直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書			納税証明書はその1のみの添付で可	
18	工事施行者の能力に関する書類	● 工事施行者の登記事項証明書	要	要		
19		● 工事施行者の事業経歴書				
20		● 工事施行者の建設業許可証明書				
21	申請地及びその周辺の写真	● 申請地及びその周辺の写真	要	要	● 省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号	
22	土地等の権利者の同意書	● 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意書	要	要	● 妨げとなる権利とは、所有権、地上権、賃借権、質権、使用貸借等がある（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）	

表 2-9 許可申請に必要な書類 (3/3)

書類の名称		内容等	区 分		備考	✓
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
23	土地の公図 の写し	● 工事に関する土地の境界（赤枠で囲むこと） ● 工事に関連する土地の地番	要	要	● 謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）	
24	土地登記事項証明書	● 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施工区域内の土地登記事項証明書	要	要	● 申請時直前のものであること（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）	
25	住民への周知措置を講じたことを証する書類	〈説明会開催の場合〉	要	要	〈住民への周知の範囲〉 ● 「表 2-3 周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方」を参照（省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号） ※周知必要範囲に住民不在の場合等は、図示等により周知措置が不要となる旨がわかる書面を提出すること。	
		● 開催の周知範囲が分かる位置図等 ● 開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）				
		〈書面配布の場合〉				
		● 配布した書面 ● 配布範囲が分かる位置図等				
		〈掲示及びインターネットによる場合〉				
		● 掲示場所が分かる位置図等 ● 掲示状況の写真 ● 閲覧ページの写し（URLを含む）				
26	誓約書	● 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ● 暴力団員との関係を有しないことの誓約	要	要		
27	他法令チェックリスト	● 他の法令の許認可等の該当有無及び関係機関等との手続の状況	要	要		
28	他法令に基づく許認可等の写し	● 他の法令で許認可等を要するときは、それらの許認可等を証する書類	要	要		
29	委任状	● 代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類	要 代理人が申請する場合	要 代理人が申請する場合	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	

(3) 許可申請に必要な図面

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面は、以下のとおりです。

表 2-10 許可申請に必要な図面 (1/2)

図面の名称		明示すべき事項	縮尺	区 分		備考	✓
				宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積		
1	位置図	● 方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要		
2	地形図	● 方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	● 等高線は、2mの標高差を示すものとする	
3	土地の 平面図	● 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ● 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置	1/2,500 以上	要	—	● 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ● 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ● 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること	
		● 方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ● 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ● 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	● 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ● 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については申請書と照合できるように番号を付すること	
4	土地の 断面図	● 盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	● 高低差の著しい箇所に ついて作成すること	
		● 土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	● 申請書の土石の堆積の最大の堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること	

(省令第7条第1項第1号、省令第7条第2項第1号)

表 2-11 許可申請に必要な図面 (2/2)

図面の名称		明示すべき事項	縮尺	区 分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積		
5	排水施設の 平面図、流 量計算書、 流域図	●排水施設の位置、種類、材 料、形状、内のり寸法、勾 配、水の流れの方向、吐口 の位置及び放流先の名称	1/500 以上 (平面図)	要	—	●汚水、雨水を区別する こと ●土石の堆積について は、「3土地の平面図」 に記載すること	
6	崖の断面図	●崖の高さ、勾配及び土質 (土質の種類が2以上であ るときは、それぞれの土質 及びその地層の厚さ)、盛 土又は切土をする前の地 盤面並びに崖面の保護の 方法	1/50 以上	要	—	●擁壁で覆われる崖面に ついては、土質に関す る事項は示すことを要 しない	
7	擁壁の断面 図	●擁壁の寸法及び勾配、擁壁 の材料の種類及び寸法 ●裏込めコンクリートの寸 法 ●透水層の位置及び寸法 ●擁壁を設置する前後の地 盤面、基礎地盤の土質並び に基礎ぐいの位置、材料及 び寸法	1/50 以上	要	要※1	※1 堆積した土石の崩壊に伴 う土砂の流出を防止する 措置として設置する場合	
8	擁壁の 背面図	●擁壁の高さ、水抜穴の位 置、材料及び内径並びに透 水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—		
9	崖面崩壊 防止施設の 断面図	●崖面崩壊防止施設の寸法 及び勾配 ●崖面崩壊防止施設の材料 の種類及び寸法 ●崖面崩壊防止施設を設 置する前後の地盤面、基礎 地盤の土質並びに透水層 の位置及び寸法	1/50 以上	要	—		
10	崖面崩壊 防止施設の 背面図	●崖面崩壊防止施設の寸法 ●水抜穴の位置、材料及び 内径並びに透水層の位置 及び寸法	1/50 以上	要	—	水抜穴及び透水層に係 る事項については、必要 に応じて記載すること	

(省令第7条第1項第1号、省令第7条第2項第1号)

表 2-12 許可申請に必要な資料

書類の名称	内容等	区 分		備考	☑
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	構造計算書	● 擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要（注1） ● 構造計画、応力算定及び断面算定	要 備考に記載の内容に該当する場合	要 備考に記載の内容に該当する場合	● 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合（省令第7条第1項第2号） ● 崖面崩壊防止施設の場合（政令第14条、省令第31条）
		● 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	要 備考に記載の内容に該当する場合	● 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合（省令第7条第2項第2号、第32条）
			—	要 備考に記載の内容に該当する場合	● 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号）
2	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	● 土質試験その他の調査 ● 試験に基づく安定計算書	要 備考に記載の内容に該当する場合	—	● 災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合（省令第7条第1項第3号） ● 崖面を擁壁で覆わない場合（省令第7条第1項第4号）
		● 盛土の安定計算書	要 備考に記載の内容に該当する場合	要 備考に記載の内容に該当する場合	● 溪流等において盛土をする場合
3	大臣認定擁壁認定書	● 認定書 ● 計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 備考に記載の内容に該当する場合	要 備考に記載の内容に該当する場合	鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合（政令第17条）

（注1） 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください

(4) 許可申請手数料

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請には、手数料が必要です。許可申請書に必要な分の北海道収入証紙を貼り付け、申請窓口へ提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）トップページ」

URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法以外の必要な許認可等の確認

宅地造成及び特定盛土等規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があり、良好なまちづくり等の観点から、本法以外の法令等において、盛土等の行為について許可を要する場合がありますので、所管する各機関に確認してください。

参考として、以下では、関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 2-13 <参考>関係法令

法令	対象区域
都市計画法	都市計画区域
自然公園法	国立・国定公園
森林法	地域森林計画対象の民有林
	保安林等
採石法	岩石採取場
砂利採取法	砂利採取場
農地法	農地
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域

2-3

届出が必要となる工事

(1) 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

「特定盛土等規制区域」内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、一定規模を超える工事を行う場合には、法 27 条第 1 項の規定に基づき、当該工事に着手する 30 日前までに、届出を行う必要があります。なお、許可申請とは異なり、手数料の納付は不要です。

「表 2-5 許可申請書作成の留意点」を参照の上、届出書に必要な書類を添付して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

ただし「許可を要する工事」の規模を超える場合は、許可申請が必要となります。まずは、「2-1(1) 事前相談」を参考に WEB 相談フォームから必要事項の入力を行い、許可担当部署に許可の可否や見通しについて事前相談をしてください。

※許可及び届出を要する工事については、「1-1(3) 許可又は届出を要する工事」を参照

表 2-14 届出に必要な書類

書類の名称		区 分		備考	☒
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	特定盛土等に関する工事の届出書	要	—	様式第十九 (省令第 58 条第 1 項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	—	要	様式第二十 (省令第 58 条第 2 項)	
3	届出地及びその周辺の写真	要	要		
4	住民票又は個人番号カードの写し	要 <個人>	要 <個人>	個人番号カードの写しの 場合は番号を黒塗りした もの	
5	法人の登記事項証明書	要 <法人>	要 <法人>		
6	役員の住民票又は個人番号カードの写し			個人番号カードの写しの 場合は番号を黒塗りした もの	
7	その他、添付を要する図面	許可申請に必要な図面と同様 「2-2 (3) 許可申請に必要な図面」を参照			

(2) 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、法 21 条第 1 項又は法 40 条第 1 項の規定に基づき、指定日から 21 日以内に届出を行う必要があります。なお、許可申請とは異なり、手数料の納付は不要です。

「表 2-5 許可申請書作成の留意点」を参照の上、届出書に必要な書類を添付して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 2-15 届出を要する区域指定の際に既に行われている工事

旧法に基づく 宅地造成工事規制区域	開発許可・宅地造成許可の取得状況	区域指定時の 工事着手状況	必要手続
区域内	なし	済	届出
	区域指定時に開発許可又は宅地造成許可あり	未/済	なし
	区域指定時に開発許可又は宅地造成許可申請中で許可前	未	新法による 許可申請
区域外	なし	済	届出
	区域指定時に開発許可あり	未	新法による 許可申請
		済	届出
	区域指定時に開発許可申請中で許可前	未	新法による 許可申請

表 2-16 届出に必要な書類

書類の名称		区 分		備考	☒
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	要	—	様式第十五 (省令第 52 条第 1 項) (省令第 82 条第 1 項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	—	要	様式第十六 (省令第 52 条第 3 項) (省令第 82 条第 2 項)	
3	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	要	要	規制開始以前（施工中）の写真が望ましい	

表 2-17 届出に必要な図面

図面の名称		明示すべき事項	縮尺	区 分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積		
1	位置図	● 方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要※1	要※2		
2	地形図	● 方位及び土地の境界線（赤 枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要※1	要※2	● 等高線は、2mの標高差 を示すものとする	
3	土地の 平面図	● 方位及び土地の境界線並び に盛土又は切土をする土地 の部分 ● 崖、擁壁、崖面崩壊防止施 設、排水施設及び地滑り抑 止ぐい又はグラウンドアン カーその他の土留めの位置	1/2,500 以上	要※1	—	● 植栽、芝張り等の措置 を行う必要がない場合 は、その旨を付するこ と	
		● 方位及び土地の境界線並 びに勾配が 1/10 を超える 土地における堆積した土 石の崩壊を防止するた めの措置を講ずる位置及び 当該措置の内容 ● 空地の位置、柵その他これ に類するものを設置する 位置、雨水その他の地表水 を有効に排除する措置を 講ずる位置及び当該措置 の内容 ● 堆積した土石の崩壊に伴 う土砂の流出を防止する 措置を講ずる位置及び当 該措置の内容	1/500 以上	—			

※1 以下の①～⑤のいずれにも該当しない場合は提出不要です。

- ① 盛土で高さ 2 m 超の崖
- ② 切土で高さ 5 m 超の崖
- ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5 m 超の崖（①、②を除く）
- ④ 盛土で高さ 5 m 超（①、③を除く）
- ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m² 超（①～④を除く）

※2 以下の①、②のいずれにも該当しない場合は提出不要です。

- ① 堆積の高さ 5 m 超かつ面積 1,500 m² 超
- ② 堆積の面積 3,000 m²（①を除く）

(3) 擁壁等の全部または一部の除去工事に関する届出

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」内において、次の除去工事を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに、届出を行う必要があります。なお、許可申請とは異なり、手数料の納付は不要です。

「表2-5 許可申請書作成の留意点」を参照の上、届出書に必要事項を記入して、下記のWEB提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

ただし、工事の許可（法第12条第1項又は第30条第1項）、工事の届出（第16条第2項又は第35条第2項）、及び都市計画法に基づく開発許可と併せて許可等を受けるものは除きます。

表 2-18 届出を要する除去工事

届出の必要な除去工事	
＜次の全部又は一部の除却工事を行う場合＞	
① 高さが2メートル超の擁壁又は崖面崩壊防止施設	
② 地表水等を排除するための排水施設	
③ 地滑り抑止ぐい等	

表 2-12 届出に必要な書類

書類の名称		備考	☒
1	擁壁等に関する工事の届出書	様式第十七 (省令第55条、第85条)	

(4) 公共施設用地の転用に関する届出

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定に基づき、その転用した日から 14 日以内に、届出を行う必要があります。なお、許可申請とは異なり、手数料の納付は不要です。

「表 2-5 許可申請書作成の留意点」を参照の上、届出書に必要事項を記入して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

ただし、工事の許可（法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項）、工事の届出（第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項）、及び都市計画法に基づく開発許可と併せて許可等を受けるものは除きます。

表 2-20 届出に必要な書類

書類の名称		備考	☒
1	公共施設用地の転用の届出書	様式第十八 (省令第 56 条、第 86 条)	

3

許可申請後

- 3-1 許可後の留意事項
- 3-2 施工中の変更手続
- 3-3 検査・定期報告
- 3-4 工事完了後の手続き

3-1

許可後の留意事項

(1) 許可の条件

北海道では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。

表 3-1 許可条件

許可条件
1) 工事完了期限 2) 工事施行中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置 3) 工事施行状況の記録 4) 各種報告事項 5) 工事を中止又は廃止する場合の措置 6) その他

(法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項)

(2) 標識の掲示

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、以下の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

表 3-2 標識の内容・様式

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	<宅地造成、 特定盛土等の場合> 様式第二十三 (省令 87 条第 1 項) <土石の堆積の場合> 様式第二十四 (省令 87 条第 2 項)

(3) 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに着手届を提出する必要があります。

表 3-3 工事着手時に提出する書類

書類の名称		区 分		備考	☒
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事着手届	要	要	第 7 号様式 (細則第 4 条第 1 項)	
2	工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真	要	要		
3	工事工程表	要	要	任意様式	

3-2 施工中の変更手続

(1) 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更する場合は、工事の変更許可申請が必要となります。

なお、工事の変更許可申請には、手数料が必要です。変更許可申請書に必要な分の北海道収入証紙を貼り付け、申請窓口へ提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）トップページ」

URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 3-4 提出が必要な書類

書類の名称		区 分		備考	☑
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	要	—	様式第七 (省令第 37 条第 1 項) (省令第 67 条第 1 項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	—	要	様式第八 (省令第 37 条第 2 項) (省令第 67 条第 2 項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類及び図面	要	要	当該変更に係る事項の 新旧を対照したもの	

(2) 軽微な変更に関する届出

許可を受けた工事について、以下に記載する「軽微な変更」を行う場合は、「工事の変更許可申請」は不要ですが、すみやかに届出書を提出する必要があります。

軽微な変更届出書に必要事項を記入して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 3-5 軽微な変更内容

変更内容	
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 ※ 土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る

(省令第 38 条)

表 3-6 提出が必要な書類

書類の名称		区 分		備考	☒
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書	要	要	様式第 I 号	

(3) 届出の変更

届出を行った工事の計画を変更する場合は、工事の変更届出が必要となります。なお、許可申請とは異なり、手数料の納付は不要です。

変更届出書に必要事項を記入して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 3-7 提出が必要な書類

書類の名称	区 分		備考	☑
	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1 特定盛土等に関する工事の変更届出	要	—	様式第二十一 (省令第 61 条第 1 項)	
2 土石の堆積に関する工事の変更届出	—	要	様式第二十二 (省令第 61 条第 2 項)	
3 区域指定の際にすでに行われている工事 に関する変更届出	要	要	様式第Ⅲ号※1	
4 擁壁等の全部または一部の除去工事に関 する変更届出	要	要	様式第Ⅱ号	
5 工事の計画の変更に伴い内容が変更とな る書類及び図面	要	要	当該変更に係る事項の 新旧を対照したもの	

※1 様式中、4 変更事項欄には、下記のうち変更に該当する事項を記載してください。

- ・ 工事施行者の氏名または名称
- ・ 工事の完了予定年月日
- ・ 盛土、切土の高さ又は土石の最大堆積高さ
- ・ 盛土、切土又は土石の堆積を行う面積
- ・ 盛土、切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(4) 工事の中止・廃止・再開に関する届出

許可・届出を行った工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開する場合は、すみやかに届出書を提出する必要があります。なお、許可申請とは異なり、手数料の納付は不要です。

中止・廃止・再開届に必要な事項を記入して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 3-8 提出が必要な書類

書類の名称		区 分		備考	☒
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等工事中止・廃止・再開届	要	要	第2号様式 (細則第4条第2項)	

3-3

検査・定期報告

(1) 中間検査

許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、以下に示す特定工程を含む場合に、施工中の中間検査を実施します。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

中間検査申請書に必要な書類を添付して、下記のWEB提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

中間検査は、提出書類による書面検査を基本としますが、提出された写真等により状況が確認できない場合など、必要に応じて現地確認を行うことがあります。

表 3-9 中間検査を要する工事の対象規模等

行為	中間検査を要する規模	特定工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程※1	暗渠排水管設置工事完了から4日以内

※1 暗渠排水管は、①原地盤の谷部や②湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することが基本となります。

①原地盤の谷部に設置する場合は、許可時に特定工程の通知を行います。

②湧水等の顕著な箇所等が施工中に確認された場合は、その時点で許可権者に報告を行ってください。

表 3-10 提出が必要な書類

書類の名称		備考	✓
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	様式第十三 (省令第46条、第76条)	
2	平面図	検査対象工程に係る工事の内容を 明示したもの	
3	排水管の種類、材料、規格が確認できる資料	カタログ、検査書類等	
4	写真	撮影内容については、「表3-11 検査項目・撮影内容」参照	

表 3-11 検査項目・撮影内容

検査項目		撮影内容	撮影頻度	✓
1	排水管の位置	平面図と照合して排水管の位置を確認できるもの	各排水系統ごとに最低2箇所 延長200mを超える場合は、100mごとに1箇所	
2	排水管の接合	排水管の接合部の処理状況を確認できるもの	各排水系統ごとに最低2箇所 延長200mを超える場合は、100mごとに1箇所	
3	管径	スケール等により管渠の管径を確認できるもの	各排水系統ごとに最低2箇所 延長200mを超える場合は、100mごとに1箇所	
4	管渠の勾配	水糸、スタッフ等により管渠の勾配を確認できるもの	各排水系統ごとに最低2箇所 延長200mを超える場合は、100mごとに1箇所	

(2) 定期報告

工事の許可を受けたものは、以下に示す規模の工事の場合、実施状況について3カ月ごとに定期報告をする必要があります。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

定期報告書に必要な書類を添付して、下記の WEB 提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

表 3-12 定期報告を要する工事の対象規模等

行為	定期報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量、擁壁等に関する工事の施工状況	3カ月ごと
土石の堆積	① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ② 堆積の面積3,000㎡(①を除く)	報告時点における土石の堆積の高さ、面積、土量、前回報告時点から新たに堆積及び除却された土石の土量	

表 3-13 提出が必要な書類

書類の名称		区 分		備考	☑
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の定期報告書	要	要	第10号様式(細則第11条第1項)	
2	写真	要	要	●報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
3	進捗が確認できる図面等	要	要	●申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ●写真の撮影方向を表示	

3-4 工事完了後の手続き

(1) 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事」については「完了検査」、「土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る）」については「確認申請」に基づく確認を行います。

なお、みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって、宅地造成及び特定盛土等規制法による完了検査証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

完了検査申請書、または確認申請書に必要な書類を添付して、下記のWEB提出フォームより提出してください。

○北海道「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ」

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

完了検査・確認申請に基づく確認は、提出書類による書面検査の完了後、現地確認を行います。

表 3-14 提出が必要な書類

書類の名称		区 分		申請時期	備考	☒
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積			
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	要	—	工事完了から 4日以内	様式第九 (省令第40条) (省令第70条)	
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	—	要	工事完了から 4日以内	様式第十一 (省令第43条) (省令第73条)	
3	写真	要	要	工事完了から 4日以内	撮影内容については、「表3-15～3-17 検査項目・撮影内容」参照	

表 3-15 検査項目・撮影内容①（宅地造成、特定盛土等）

分類	検査項目	撮影種別	撮影内容	撮影頻度	✓
地盤 締固め	①巻出し厚が概ね 30cm 以下となっていること ②締固めが行われていること	施行状況	☐ 巻出しの状況 ☐ 締固め状況	施工箇所ごとに 1 箇所	
		出来形	☐ 巻出し厚（各層の厚さ）	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
地盤 段切り	①高さ ②幅 ③排水勾配	出来形	☐ 高さ ☐ 幅 ☐ 排水勾配	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
地盤 土の置換え等	①置換材料 ②締固めの状況	施行状況	☐ 締固めの状況	施工箇所ごとに 1 箇所	
		出来形	☐ 置換後の締固めの状況	施工箇所ごとに 1 箇所	
地盤 地滑り抑止ぐい等	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④位置 ⑤数量 ⑥継杭状況 ⑦施工状況	施行状況	☐ 施工状況	施工箇所ごとに 1 箇所	
		出来形	☐ 基準高 ☐ 杭長 ☐ 根入れ長 ☐ 位置 ☐ 数量 ☐ 継杭状況	数量は全数 継杭状況は全数（1 本につ き 2 方向） その他は施工箇所ごとに 1 箇所	
地盤 基礎地盤改良	①改良体の本数 ②改良体の形状 ③位置 ④改良体強度	出来形	☐ 施工箇所全景 ☐ 改良体の形状 ☐ 改良体の本数 ☐ 改良体の位置 ☐ 改良体強度の試験結果	本数は全数 形状、位置、改良体強度 は施工箇所ごとに 1 箇所	
法面 法面保護 （浸食防止措置）	①位置、種類 ②延長、厚さ、土羽土の厚さ ③地表面については保護工の施工状況	施行状況	☐ 施工状況	措置の種類、施工箇所ご とに 1 箇所	
		出来形	☐ 全景（位置、種類） ☐ 延長 ☐ 厚さ ☐ 土羽土の厚さ	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
法面 崖面天端の土地の 勾配	①崖面天端の土地の勾配	出来形	☐ 勾配	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
法面 小段の設置	①小段の高さ ②小段の幅	出来形	☐ 高さ ☐ 幅	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
基礎 基礎杭の施工状況	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④偏心量、傾斜 ⑤位置 ⑥数量 ⑦継杭状況 ⑧施工状況	施行状況	☐ 施工状況	施工箇所ごとに 1 箇所	
		出来形	☐ 基準高 ☐ 杭長 ☐ 根入れ長 ☐ 偏心量、傾斜 ☐ 位置 ☐ 数量 ☐ 継杭状況	数量は全数 継杭状況は全数（1 本につ き 2 方向） その他は施工箇所ごとに 1 箇所	
基礎 床付け面	①掘削の深さ、大きさ ②掘削の状況	出来形	☐ 掘削の深さ ☐ 掘削の大きさ ☐ 掘削の状況	80m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
基礎 練積み擁壁の基礎 形状	①深さ ②形状	出来形	☐ 根入れ部分の深さ ☐ 基礎の形状	80m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	
擁壁等 義務設置擁壁の設 置	①位置、擁壁の種類 ②延長 ③躯体幅 ④高さ ⑤部材の厚さ ⑥認定条件への適合（大臣認定擁壁 の場合）	出来形	☐ 全景 ☐ 位置 ☐ 種類 ☐ 延長 ☐ 躯体幅 ☐ 高さ ☐ 銘版等の表示（大臣認定擁 壁の場合）	位置、種類は全数 その他は 200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、 変化点ごとに 1 箇所	

表 3-16 検査項目・撮影内容②（宅地造成、特定盛土等）

分類	検査項目	撮影 種別	撮影内容	撮影頻度	✓
擁壁等 任意設置擁壁の設 置	①位置、擁壁の種類 ②延長 ③躯体幅 ④高さ ⑤部材の厚さ	出来形	☐ 全景 ☐ 位置 ☐ 種類 ☐ 延長 ☐ 躯体幅 ☐ 高さ	位置、種類は全数 その他は 200m に 1 箇所 断面が変化する場合、 変化点ごとに 1 箇所	
擁壁等 義務設置擁壁の水 抜穴	①水抜穴の位置(配置のピッチ) ②水抜穴の寸法 ③透水層の設置状況 ④裏込めの状況	出来形	☐ 水抜穴の位置(水抜穴配置 のピッチ) ☐ 管の位置(管の本数) ☐ 穴の寸法 ☐ 透水層の設置状況 ☐ 裏込めの状況	200m に 1 箇所 断面が変化する場合、 変化点ごとに 1 箇所	
擁壁等 義務設置擁壁の透 水層	①厚さ ②配置の間隔 ③延長 ④排水勾配 ⑤材料	施行状況	☐ 透水層敷設状況	施工箇所ごとに 1 箇所	
		出来形	☐ 透水層の厚さ ☐ 浸透層の延長 ☐ 排水勾配 ☐ 材料 ☐ 配置の間隔(小段との位置 関係)	120m に 1 箇所	
擁壁等 R C 造擁壁等の配 筋	①鉄筋の径 ②鉄筋の本数 ③鉄筋の位置 ④配筋・鉄筋の間隔 ⑤継手の位置、重ね長さ ⑥結束 ⑦被り厚さ ⑧スペーサー配置 ⑨鉄筋の末端処理 ⑩定着長	出来形	☐ 鉄筋の径 ☐ 鉄筋の本数 ☐ 鉄筋の位置 ☐ 配筋・鉄筋の間隔 ☐ 継手の位置 ☐ 継手の重ね長さ ☐ 鉄筋の被り厚さ ☐ スペーサーの配置 ☐ 鉄筋の末端処理 ☐ 定着長	擁壁の種類ごとに施工箇 所代表 1 箇所 本数は施工箇所代表 1 箇 所	
擁壁等 練積み擁壁の形状 等	①擁壁の勾配、高さ ②擁壁の上端の厚さ ③下端部分の厚さ ④組積材の控え長さ ⑤裏込め ⑥控え壁の形状 ⑦控え壁の間隔	出来形	☐ 擁壁の勾配 ☐ 高さ ☐ 上端の厚さ ☐ 下端部分の厚さ ☐ 組積材の控え長さ ☐ 裏込め材料 ☐ 控え壁の形状 ☐ 控え壁の間隔	位置、種類は全数 延長、高さは 200m に 1 箇 所 断面が変化する場合、 変化点ごとに 1 箇所	
擁壁等 崖面崩壊防止施設 の設置	①位置、崖面崩壊防止施設の種類 ②延長 ③高さ ④厚さ	出来形	☐ 位置 ☐ 種類 ☐ 延長 ☐ 高さ	200m に 1 箇所 断面が変化する場合、 変化点ごとに 1 箇所	
排水工 表面排水施設	①排水工の位置、種類 ②材料 ③流路洗掘等への配慮 ④排水工の断面積 ⑤勾配	出来形	☐ 排水工の種類 ☐ 流路洗掘等への配慮 ☐ 排水工の断面積 ☐ 排水工の勾配	120m に 1 箇所	
排水工 地下水排水施設	①排水管の位置、種類 ②材料 ③排水管の接合 ④管径 ⑤管渠の勾配	出来形	☐ 排水管の種類 ☐ 排水管の位置 ☐ 排水管の接合部の処理状況 ☐ 排水管の管径 ☐ 排水管の勾配	120m に 1 箇所	
排水工 盛土内排水層・基 盤排水層	①排水層の位置 ②排水層の材料 ③排水層の厚さ	出来形	☐ 層の位置 ☐ 層の厚さ	全数	
排水工 その他排水施設	①ます又はマンホールの設置 ②ます又はマンホールの蓋の有無 ③ますの泥溜めの深さ	出来形	☐ ます又はマンホールの内径 ☐ ます又はマンホールの位置 ☐ ます又はマンホールの蓋の 設置状況 ☐ 泥溜めの深さ	人孔については、全数 ますについては 2 箇所に 1 箇所の割合	

表 3-17 検査項目・撮影内容③（土石の堆積）

分類	検査項目	撮影種別	撮影内容	撮影頻度	☑
土石の堆積 側溝	①側溝の種類・構造 ②側溝の位置	出来形	☐ 側溝の種類 ☐ 側溝の構造 ☐ 側溝の設置状況	120mに1箇所	
土石の堆積 構台	①位置、周辺長 ②高さ、規格	出来形	☐ 全景 ☐ 位置 ☐ 周辺長 ☐ 高さ ☐ 措置の規格	全数	
土石の堆積 地盤改良の状況	①伐開除根・除草の状況 ②地盤改良の状況	出来形	☐ 全景 ☐ 伐開除根・除草の状況 ☐ 地盤改良の状況	1,000㎡に1箇所程度	
土石の堆積 空地の幅	①空地の幅	出来形	☐ 全景 ☐ 土石の高さ ☐ 空地の幅	東西南北方向の各面（鋼板等を使用した面を除く）	
土石の堆積 山留工	①鋼矢板等の種類 ②鋼矢板等の高さ ③周辺長	出来形	☐ 鋼矢板等の種類 ☐ 鋼矢板等の高さ ☐ 周辺長	40mに1箇所 断面が変化する場合、 変化点ごとに1箇所	
土石の堆積 境界柵等	①柵等の種類・構造 ②位置 ③周囲長 ④立ち入りを禁止する旨の表示の状況	出来形	☐ 柵等の位置 ☐ 柵等の周囲長 ☐ 立ち入りを禁止する旨の表示の設置状況	全数	

（２） 宅地保全の義務

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い崖崩れ等の災害が生じないように、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

(裏表紙)